#### 新潟市西区農福連携サポーター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市西区農福連携サポーター事業(以下「本事業」という。) について必要な事項を定めるものとする。

(本事業の目的)

第2条 本事業は、障がい者の農作業を支援する「農福連携サポーター」(以下「サポーター」という。)を農場へ派遣することで、農業者と障がい者のコミュニケーションを円滑にし、障がい者の農作業に対する知識及び技術を高め、農産品の質の向上及び継続的な就農を促進し、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、新潟市とする。ただし、本事業の全部又は一部を、(新潟市 あぐりサポートセンター(新潟市障がい者あぐりサポートセンター事業受託者)に)委 託して行うことができる。

(事業内容)

- 第4条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) サポーターの募集,登録
  - (2) サポーターの農場への派遣
  - (3) サポーターへの謝礼の支払い
  - (4) 農業者への本事業内容の周知
  - (5) その他、サポーターに関する業務

(活動内容)

- 第5条 サポーターの活動内容は、西区内の障がい福祉施設等(以下「施設等」という。) が行う施設外就農及び自ら取り組む農業活動の支援に関するものとし、次のとおりとす る。
  - (1)農業者からの指示内容の理解及び障がい者への伝達
  - (2) 障がい者が行う農作業への助言及び指導
  - (3)農業者及び受託者への活動内容の報告
  - (4) その他、障がい者の農作業支援に関する業務

(サポーターの登録)

第6条 サポーターとして活動しようとする者は、登録申請書・振込先口座申出書(様式

第1号)により、新潟市又は受託者に登録申請を行う。

2 新潟市又は受託者は、前項の申請をした者が、本事業の目的を理解し熱心に取り組む意欲のある者と認められる場合に登録を認め、本人あてに登録を証する書面を交付する。

(サポーターによる支援活動の地域)

第7条 サポーターの支援活動の地域は、新潟市内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、新潟市外での支援活動を行うことができる。

### (派遣に関する事務)

- 第8条 サポーターの農場への派遣に関する事務は、受託者が担うものとする。
- 2 受託者は、農業者や施設等と連携しつつ、円滑な支援体制の構築に努めなければならない。

(サポーターの派遣申請)

第9条 施設等が、サポーターの派遣を必要とするときは、7日前までに派遣申請書(様式第2号)を受託者へ提出するものとする。

(活動内容の報告)

第10条 サポーターは、農作業の支援を行った日に活動内容報告書(様式第3号)により農業者に報告し、併せて、7日以内に受託者に報告するものとする。

(実施状況の報告)

第11条 受託者は、毎月の本事業の実施状況を翌月10日までに、実施状況報告書(様式第4号)により市長に報告するものとする。

(謝礼)

- 第12条 新潟市は、サポーターに対して、別表に掲げる謝礼及び交通費を予算の範囲内で支払うこととする。ただし、次の場合に報酬の支払いを行わないことができる。
  - (1) 第10条の報告に不備があるとき
  - (2)活動報告が虚偽であるとき

(サポーターの責務)

- 第13条 サポーターは、活動中又はその前後において、法令を順守するほか、事故防止 等の対策を講じて活動を安全に行い、また、約束事の不履行等により関係者が損害を被 らないように配慮しなければならない。
- 2 活動に際し発生した事故等に関しては、市に対して報告しなければならない。

### (秘密の保持)

第14条 サポーターは、業務を行うに当たって知り得た秘密及び個人情報を、本人の承 諾なしに他者に提供したり、目的外の利用をしてはならない。

### (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に 定める。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 別表 (第12条関係)

農福連携サポーターの謝礼単価及び交通費

活動内容	謝礼単価	交通費	備考
(1)農業者からの指示内	1時間あたり	1回あたり	謝礼単価については、
容の理解及び障がい者への	1,000円	500円	30分の場合は半額
伝達			(15分未満は切り捨て、
(2) 障がい者が行う農作			15分以上は切り上げと
業への助言及び指導			する。)
(3)農業者及び受託者へ			
の活動内容の報告			
(4) その他, 障がい者の			
農作業支援に関する業務			

## 新潟市西区農福連携サポーター 登録申請書・振込先口座申出書

				年	月	日	申請
(フリガナ) 氏 名							
住 所	新潟市						
生年月日	年	月	日		年齢		
連 絡 先	(自宅電話) (携帯電話) (メ ー ル) (ファックス)						
職 業 (勤務先)							
農作業または 福祉に関する経験	□あり(農業) □あり(福祉) □特になし	$\Rightarrow$	内容				
振 込 先金融機関名		銀行・信 農協・信 労		口座	普通	•	当座
振 込 先 口座名義人 (カナ)				口座番号			

□ 下記、本事業の目的に同意します。

#### (本事業の目的)

第2条 障がい者の農作業を支援する「農福連携サポーター」を農場へ派遣することで、<u>農業者と障がい者のコミュニケーションを円滑にし</u>、障がい者の農作業に対する知識及び技術を高め、農産品の質の向上及び継続的な就農を促進し、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにすることを目的とする。

# 新潟市西区農福連携サポーター 派遣申請書

							年	月	日	申請
施設	名				担当者					
所在	地	新潟市西区			連絡先					
年		月分(	枚目)							
日にち	曜日	農業者	場所	作業	力宏	従事	人数	施設外就農	,	浩去
H (C 9)	唯口	辰未1	<i>₹7</i> 0 (7) (	11元	/1日	障がい者	施設職員	該当有無	備考	
								□有□無		
								□有□無		
								□有□無		
								□有□無		
								□有□無		
								□有□無		
								□有□無		
								□有□無		
								□有□無		
								□有□無		
連絡	欄									

## 新潟市西区農福連携サポーター 活動内容報告書

氏 名									
下記のとおり、活動P	内容を報告し	<i>、</i> ます。							
活動日		年		月	日		(	)	
時間	時	分	から	時	分	計		時間	分
障がい福祉施設									
農業者									
作業内容									
作業目標									
作業結果									
連絡欄(改善点等)									
その他									
		上記の	の活動内	可容報告書き	と確認し	ょし	た。		

※受託者確認欄(記入しないでください)

受領日	確認	

農業者 氏名

# 新潟市西区農福連携サポーター 実施状況報告書

サポーター	
-------	--

年 月 分( 枚目)

日にち	曜日	活動時間	時間数	障がい福祉施設等	農業者	作業内容等	備考
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					
		~					